

2008年JAF中国ジムカーナ選手権
2008年JMRC中国チャンピオンシリーズ
2008年JMRCオールスター選抜戦

統一規則

JAF 中国地域クラブ協議会 (JMRC 中国)
ジムカーナ部会

2008年JAF中国ジムカーナ選手権
2008年JMRC中国チャンピオンシリーズ
2008年JMRCオールスター選抜戦

統一規則

○競技会開催日程

| | 開催日 | オーガナイザー | 開催場所 |
|-----|-------|----------------|---------------|
| 第1戦 | 4月13日 | HINODE.C/NOBLE | スポーツランドTAMADA |
| 第2戦 | 5月18日 | P. A. S | 備北サーキット |
| 第3戦 | 6月15日 | C. MAKE | スポーツランドTAMADA |
| 第4戦 | 7月20日 | SCCY | スポーツランドTAMADA |
| 第5戦 | 8月3日 | CMSC 島根 | 備北サーキット |
| 第6戦 | 9月21日 | FULLHOUSE | スポーツランドTAMADA |

○オーガナイザー事務局

| | | | |
|---|------|------------------|------------------|
| 第1戦 〒732-0044 広島市東区矢賀新町2-3-30 プォノプラス内 | 野村真嗣 | TEL 082-283-8662 | FAX 082-283-5558 |
| 第2戦 〒720-1143 福山市駅家町下山守521-1GarageMIZU内 | 藤井健嗣 | TEL 084-976-7280 | FAX 084-976-7282 |
| 第3戦 〒739-1733 広島市安佐北区口田南7丁目7-21 | 中村晴久 | TEL 082-842-7666 | FAX 082-843-0644 |
| 第4戦 〒747-0053 防府市開出本町1-1 (株三崎内) | 三崎哲則 | TEL 0835-22-5508 | FAX 0835-24-0230 |
| 第5戦 〒690-0017 松江市西津田2-11-38 島根三菱自動車販売株内CMSC 島根事務局 | 国谷益雄 | TEL 0852-26-1630 | FAX 0852-26-1631 |
| 第6戦 〒731-0121 広島市安佐南区中須1-2-5 自動車トーマス内 | 松村正吾 | TEL 082-877-6773 | FAX 082-877-6773 |

○シリーズ事務局

〒731-0121 広島市安佐南区中須1-2-5 自動車トーマス内 チームフルハウス事務局 上程恒夫
TEL 082-877-6773 FAX 082-877-6773 E-mail don1961donchan@ybb.ne.jp

○得点基準

JAF 中国ジムカーナ選手権 (2008年日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定第19条得点基準による)

| | | | | | | | | | | |
|----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|----|-----|
| 順位 | 1位 | 2位 | 3位 | 4位 | 5位 | 6位 | 7位 | 8位 | 9位 | 10位 |
| 得点 | 20点 | 15点 | 12点 | 10点 | 8点 | 6点 | 4点 | 3点 | 2点 | 1点 |

※選手権として成立した当該クラスの70%の競技会の得点を有効得点とし、高得点順に順位を決定します。

JMRC 中国チャンピオンシリーズ

| | | | | | | | | | | |
|----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|----|-----|
| 順位 | 1位 | 2位 | 3位 | 4位 | 5位 | 6位 | 7位 | 8位 | 9位 | 10位 |
| 得点 | 20点 | 15点 | 12点 | 10点 | 8点 | 6点 | 4点 | 3点 | 2点 | 1点 |

※得点はJMRC 中国加入クラブ所属員及びJMRC 中国個人会員に与える。

※クラス参加台数が1台であっても完走した場合には得点を与える。

※6戦中5戦の有効得点によって順位を決定します。

○シリーズ表彰

チャンピオンシリーズのシリーズ表彰は各クラス平均参加台数が10台以上の場合は6位まで、また10台以下の場合は3位まで表彰する。

第1章 大会告知

第1条 大会告知

○競技会の定義および組織

2008年JAF中国ジムカーナ選手権ならびに2008年JMRC中国チャンピオンシリーズは、社団法人日本自動車連盟(以下JAFという)の公認のもとに国際自動車連盟(FIA)の国際モータースポーツ競技規則とその付則、それに準拠したJAFの国内競技規則とその付則、2008年日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定、スピード行事競技開催規定、本統一規則および各競技会特別規則に従い準国内競技として開催される。

○競技会の名称

2008年JAF中国ジムカーナ選手権 第__戦

JMRC中国チャンピオンシリーズ

競技会の名称 _____

○競技種目 ジムカーナ

○競技の格式 JAF公認: 準国内競技、JAF公認番号 _____

○開催日程 2008年__月__日()

○競技会開催場所(コース公認No. _____ - I - _____)

名称: _____ 所在地: _____ TEL: _____

○オーガナイザー等

オーガナイザーの名称： _____ 代表者名： _____
所在地：〒 _____ TEL/FAX _____

○大会役員

大会会長： _____

○組織委員会（必ず3名以上指名すること。）

組織委員長： _____

組織委員： _____

組織委員： _____

○競技会主要役員

1) 競技会審査委員会

競技会審査委員長： _____

競技会審査委員： _____

2) 競技役員

競技長： _____

コース委員長： _____

計時委員長： _____

技術委員長： _____

パドック委員長： _____

救急委員長： _____

事務局長： _____

○参加申込および参加費用

1) 参加申込場所および問い合わせ先（大会事務局）

所在地：〒 _____

クラブ名： _____ 担当者名： _____

TEL・FAX _____

2) 参加受付期間：受付開始 2008年__月__日

締切日 2008年__月__日必着

3) 提出書類：JMRC 中国共通参加申込用紙、車両申告書に必要事項を記入し署名捺印のうえ、参加料を添えて参加受付期間内に上記まで申し込むこと。

（ライセンスの地域コード・共済IDナンバー等の記入漏れのないこと。）

4) 参加料：¥ _____ 参加費上限を¥12000とする。（ただしJMRC未加入者は¥1000増しとする。）

5) その他： _____（入場料など）

○競技のタイムスケジュール

ゲートオープン： _____

参加確認受付： _____

公式車両検査： _____

コースオープン： _____

開 会 式： _____

ドライバーズブリーフィング： _____

第 1 ヒ ー ト： _____

コースオープン：（第1ヒート終了後 分間）

第 2 ヒ ー ト：（第1ヒート終了 分後）

表彰式（閉会式）：（第2ヒート終了 分後）

○その他の事項

1) 公式通知の掲示場所： _____

2) ドライバーズブリーフィング会場： _____

3) 選手権対象外で併催するクラスがあれば記載する。

第2章 競技参加に関する基準規則

第2条 参加車両

本選手権ならびに本シリーズに参加が認められる車両は、2008年JAF国内競技車両規則第3編スピード車両規定に定めるスピードN車両、および第3編スピード車両規則に定めるスピードSAおよびSC車両、スピードD車両規定に適合した車両とする。

<クラス区分>

・スピードN車両部門：FIA公認車両およびJAF公認車両または登録車両

N1クラス：気筒容積1150CC以下のN車両

N2クラス：気筒容積1150CCを超える前輪駆動のN車両

N3 クラス：気筒容積 1150CC を超える後輪駆動の N 車両

- ・スピード N 車両・SA 車両部門：FIA 公認車両および JAF 公認車両または登録車両（スピード SA 車両を除く）

NS4 クラス：1150CC を超える 4 輪駆動の N 車両および気筒容積 1600CC を超える 4 輪駆動の SA 車両

- ・スピード SA 車両部門

SA1 クラス：気筒容積 1600CC 以下の SA 車両

SA2 クラス：気筒容積 1600CC を超える 2 輪駆動の SA 車両

- ・スピード SC 及び D 車両部門：FIA 公認車両および JAF 公認車両または登録車両（スピード D 車両を除く）

SC・D クラス：区分なし

第3条 参加者および競技運転者（ドライバー）

- 1) 参加者は、有効な JAF 発給の競技参加者許可証所持者でなければならず、ただし、競技運転者は参加者を兼ねることができる。
- 2) 競技運転者は、有効な自動車運転免許証と有効な JAF 発給の競技運転者許可証所持者でなければならず。
- 3) 前年度の全日本選手権各部門各クラスの上位 1 位までに認定されたシードドライバーの参加は認められない。
- 4) 満 20 歳未満の競技運転者は、参加申込に際し、親権者の承諾書をオーガナイザーに提出しなければならない。
- 5) 競技運転者は、本人に対する競技中の死亡に対して有効な保険に加入することを義務付ける。ただし、JMRC 共済をこれに代えることができる。

第4条 シード選手（シードゼッケン）

JMRC 中国ジムカーナ部会は、前年度上位選手の栄誉をたたえ、かつ他選手の模範となるよう 2007 年 JMRC 中国チャンピオンシリーズの上位入賞者を 2008 年シード選手として認定する。認定されたシード選手は、JMRC 中国統括の競技会ではシードゼッケンを使用するものとし、JMRC 中国チャンピオンシリーズおよびジュニアシリーズに参加申し込みする際は参加申込用紙のゼッケン記入欄にシードゼッケン番号を記入の上、参加申込をすること。

各クラスのシリーズ参加平均台数の 50% を超えない範囲で 6 位までを次年度シード選手とし、参加平均台数 10 台以下の場合は 3 位までとする。

なおこのシードゼッケンは 2008 年 1 月 1 日より 12 月 31 日まで有効とする。

第5条 同一競技会の参加制限

- 1) 同一運転者は 1 つの競技会で 1 つのクラスのみ参加できる。
- 2) 同一車両による重複参加は 2 名まで認められる。

第6条 参加申し込み方法および参加受理

- 1) 所定の参加提出書類に参加料を添えて、大会事務局まで現金書留にて郵送すること。参加料は現金とする。
- 2) 参加車両名は 15 文字以内とし、必ず車両名（型式ではなく通称名：インテグラ・ランサー等）を入れること。
- 3) 組織委員会は国内競技規則 4-19 に従い、参加申し込み者に対し理由を示すことなく参加を拒否した場合は、速やかにその理由を付して JAF に報告しなければならない。この場合の参加料は返金される。なお、正式受理後の参加料は、オーガナイザーの都合で競技会を中止した場合を除き、返金されない。
- 4) 参加受理書は特別規則書に記載されている場合を除いて、原則発行しない。何らかの理由で不受理とした場合のみ、オーガナイザーから参加者に対して不受理を連絡する。
- 5) 参加申込書発送の証明は受理の証明としては認められない。
- 6) 参加者は、参加申請が受理された後、不可抗力により参加できないときは、参加確認受付終了までにオーガナイザーにその旨を連絡しなければならない。

第7条 参加者に対する指示および公示

- 1) 競技会審査委員会は国内競技規則 4-9 および 10-10 に従って、公式通知をもって参加者に指示を与えることができる。
- 2) 当該競技会に関する公示、JAF が行う指示事項および暫定結果を含む競技結果成績は、公式通知掲示板に公示される。
- 3) 競技会審査委員会および組織委員会の決定事項または公示、あるいは参加者に関する特別事項も書面をもって参加者に伝達される。

第8条 車両および競技運転者の変更

- 1) 競技運転者の変更は認められない。
- 2) 参加申し込み正式受理後の車両変更は、参加車両に故障、破損等やむを得ない事情がある場合のみとし、競技会審査委員会の承認を得ること。
- 3) 車両変更は同一部門同一クラスであること。
- 4) 車両変更申請は当該競技会の参加確認受け付け終了までとし、車両変更申請書や車両申告書などの書面にて申請すること。

第9条 車両検査

- 1) 競技会技術委員長は、公式車両検査を実施する。また公式車両検査に車両を提示することは、当該車両がすべての規則に適合し参加申告したものとみなされる。
- 2) 参加者は出走可能な状態で特別規則または公式通知に示されるタイムスケジュールに従い指定の場所で公式車両検査を受けなければならない。公式車両検査で不合格の場合、公式車両検査を受けない場合、または競技会技術委員の修正指示に従わない場合は当該競技に参加できない。
- 3) すべての参加者は公式車両検査と同時に本統一規則書第 15 条について検査を受けること。
- 4) 競技番号（ゼッケン）は公式車両検査までに車両の指示された場所に貼り付けること。競技期間中に、競技役員から競技番号についての修正指示が出た場合は、これに従うこと。
- 5) 競技会技術委員長は車両の改造等が不適当と判断した個所について修正を求めることができる。修正を命じられた車両は、修正の後再度車両検査を受けなければならない。
- 6) 競技会技術委員長は競技期間中いつでも参加車両およびドライバーの参加資格について検査することができる。
- 7) 競技会技術委員長は検査項目について、競技会審査委員会の承認のもと、競技終了後上位入賞車両に対し最終車両検査を実施する。当該検査の対象となった参加者はその指示に従うこと。
- 8) 競技会技術委員長が行う検査および再車両検査の分解および組み付けに必要な工具、部品、必要経費はすべて参加者の負担とする。万一、当該検査を受けない場合または検査の結果不合格の場合は、競技会審査委員会の裁定により失格となる場合がある。

- 9) 参加者は、技術委員の求めがあれば各自の参加車両が車両規定に適合している旨を証明するため、車両公認書、車両諸元表、カタログ等を自らが提示し証明しなければならない。
- 10) 競技車両は公式車両検査終了後から正式結果発表までの間は、パドックで車両保管されているものとし（コース走行中または走行のための移動を除く）、車両保管解除もしくは正式結果の発表があるまでは、オーガナイザーの管理下に置かれる。
- 11) パドック待機中の競技車両はタイヤ交換、プラグ交換、Vベルト交換（調整）の軽微な作業を除き調整、変更、交換作業を行う場合は事前に競技会技術委員長の許可を得ること。

第3章 競技に関する基準規則

第10条 ドライバーズブリーフィング

- 1) 競技長は競技開始前に競技会審査委員会の出席を得てドライバーズブリーフィングを開催する。
- 2) ドライバーはブリーフィング開始から終了まで出席していなければならない。これに違反した場合は、欠席の場合5,000円、遅刻の場合3,000円の罰金をペナルティとして当該ドライバーに与える。

第11条 競技コース

- 1) 競技コースは、競技会審査委員会に承認され公式通知掲示板に掲示された上、参加受付時に公式通知として参加者に通知する。
- 2) オーガナイザーは、発表したコースについて、参加者がコースを慣熟するために慣熟歩行を行う。

第12条 スタート

- 1) スタートは原則としてゼッケン順に行うものとする。
- 2) スタートは、スタート位置にエンジンを始動させた状態で待機し、スターターの合図にてスタートし、コントロールラインを通過するスタート方法とする。
- 3) 保安上もしくは不可抗力により、当初定められたクラスごとのスタート順を変更する場合は、競技会審査委員会の承認のもとその内容を公式通知で示す。

第13条 リタイヤ

競技会の途中で競技を棄権する場合、明確に意思表示を行い、その旨を書面にて競技役員に申し出て棄権しなければならない。

第14条 一般安全規定

- 1) すべての車両は、2008年JAF国内競技車両規則第3編スピード車両規定「牽引用穴明きブラケット」に規定してある牽引用穴明きブラケットを装備すること。
- 2) すべての車両は、適用車両規則に応じた4点式以上の安全ベルトを装着すること。
- 3) 競技中は運転者側の窓およびサンルーフを全閉しなければならない。
- 4) 競技走行中以外の競技会場内での車両の移動は最徐行とし、ウォームアップランおよびブレーキテストなどを禁止する。
- 5) ゴール後には減速レーン（停止ライン）内で最徐行（一旦停止）にて移動しなければならない。
- 6) エンジン始動中にジャッキアップを行う場合は、リジッドジャッキ（通称ウマ）を用いドライバーまたはメカニックが乗車すること。それ以外のエンジン始動中のジャッキアップは禁止する。
- 7) オープンカーで参加する車両は4点式以上のロールオーバーの装着を義務付ける。その他の車両も4点式以上のロールオーバーの装着を推奨する。

第15条 競技運転者の装備

- 1) 競技中はレーシングスーツ、レーシングシューズ、レーシンググローブの着用を義務付ける。
- 2) 競技ヘルメットは、当該年度JAF国内競技車両規則第4編付則の「スピード行事競技用ヘルメットに関する指導要項」に適合するものの着用を義務付ける。
この適合性はラベルで表示されるかまたは証明書などで自らが証明できなければならない。

第16条 信号表示

ドライバーへの指示は以下に示す国内競技規則付則「スピード行事における旗信号に関する指導要項」に定められた信号によって伝達される。

国旗またはクラブ旗：スタート合図

黄旗：パイロン移動および転倒、脱輪（真上に静止して提示）

黒旗：ミスコース

赤旗：危険あり直ちに停止せよ

緑旗：コースクリア

チェッカー旗：ゴール

第17条 競技の中断

- 1) 事故、故障車等によってコースが閉鎖された場合、または天候その他の理由で競技を継続することが不可能となるような事態で競技を中断する必要が生じた場合、競技長は赤旗表示を決定し、同時に全オブザベーションポストにおいて赤旗が表示される。
- 2) 競技中断の合図と同時に走行中の車両は直ちに競技走行を中止し、オフィシャルの指示に従わなければならない。

第18条 計時

- 1) 計測は、競技車両が最初のコントロールラインを横切った時より開始し、最終のコントロールラインを横切った時に終了する。
- 2) 計測は、自動計測機器または2個以上のストップウォッチを使用し、自動計測機器の場合は1/1000秒以上まで計測し、その計測結果を成績とする。
万一、自動計測機器の故障等が発生した場合に限り、2個以上のストップウォッチの平均タイムもしくは別個の独立した自動計測機器のタイムを成績とする。

第19条 順位決定

原則として競技は2ヒートで行う。2ヒートの内良好なヒートのタイムを採用し最終の順位（競技結果）とする。同タイムの場合は下記に従い順位を決定する。

- 1) セカンドタイムの良好なもの。
- 2) 排気量の小さい順
- 3) 競技会審査委員会の決定による。

第20条 競技上のペナルティー

- 1) ドライバーズブリーフィングに、全てのドライバーが必ず出席する事。欠席した場合はペナルティを科す場合がある。
- 2) オーガナイザーより指示されたスタート順に間に合わない場合、およびスタート合図に従わないなど競技を遅延させる行為があった場合は当該ヒートの出走の権利を失うものとする。
- 3) スタート合図後速やかにスタートしない場合は、当該ヒートの走行タイム5秒を加算する。
- 4) 反則スタートは、当該ヒートの走行タイムに5秒加算する。
- 5) コース上のマーカー（パイロン）の移動、または転倒と判定された場合は、当該ヒートの走行タイムにマーカー1個につき5秒を加算する。
- 6) コースから脱輪した場合、1輪につき1回5秒を走行タイムに加算する。
- 7) 4輪がコースから脱輪した場合（コースアウト）は、当該ヒートを無効とする。
- 8) ミスコースと判定された場合は、当該ヒートを無効とする。
- 9) 走行中に他の援助（オフィシャルを含む）を得た場合、当該ヒートを無効とする。
- 10) コントロールラインに設置してある計測機器に車両が接触した場合、当該ヒートを無効とする。

第4章 抗議

第21条 抗議

参加者は自分が不当に処遇されていると判断した場合、国内競技規則第12条に従い、抗議する権利を有する。

- 1) 抗議を行う時は、必ず文書により理由を明記し、国内競技規則に規定する抗議料を添えて競技長に提出すること。
- 2) 抗議が正当と裁定された場合抗議料は返却される。
- 3) 抗議により車両の分解検査に要した費用は、その抗議が正当と裁定されなかった場合は抗議提出者、正当と裁定された場合は抗議対象者が負担する。その際に要した分解整備等の費用は技術委員長が算定する。
- 4) 審判員の判定、および計時装置に関する抗議はできない。
- 5) 競技会審査委員会の裁定結果は、抗議者に宣告される。

第22条 抗議の制限時間

- 1) 競技参加者、運転者、自動車の競技会への参加資格の有効性あるいはコースの長さに関する抗議はスタートの1時間前までとする。
- 2) 公式通知に関する抗議は、スタートの1時間前までとする。
- 3) 技術委員長の決定に関する抗議は、決定直後に提出しなければならない。
- 4) 競技中の過失または反則に対する抗議は、その競技の終了後30分以内とする。
- 5) 成績に関する抗議は、そのクラスの暫定結果発表後30分以内に提出しなければならない。

第5章 競技会の成立、延期、中止、または短縮

第23条 競技会の延期、中止、または短縮

- 1) 保安上または不可効力のため競技会実施あるいは続行が困難になった場合、競技会審査委員会の決定により競技会の成立、延期、中止、短縮を行う場合がある。
- 2) 競技の成立は第1ヒートが終了した時点で成立する。
- 3) オーガナイザーは、競技会延期のため参加者が出場できない場合、または中止の場合は参加料を返還すること。ただし、天災地変の場合はこの限りではない。

第6章 賞典

第24条 賞典

- 1) 全部門、全クラス 1位～3位：JAFメダル
- 2) 1)以外の賞典および副賞は、公式プログラムまたは公式通知にて発表する。
- 3) 表彰対象者が表彰式に欠席した場合には、表彰を放棄したものと、オーガナイザーの用意した副賞は授与されない。

第7章 参加者および競技運転者の遵守事項

第25条 遵守事項

- 1) 競技に参加する個人、団体はそれがいかなる理由によって起こったものであるにせよ、本統一規則の下で開催される競技会、行事中に生じた事態についてJAFおよびオーガナイザーならびにその所属員および競技役員に対していかなる責任も追及しないこと。
- 2) 参加者は、当該選手権にかかわるすべての法規および規則を遵守させる責任を有する。
- 3) 参加者およびドライバー等のチーム関係者は、オーガナイザーまたは競技会審査委員会によって事情聴取を受けた場合は、指示があるまで会場を離れないこと。
- 4) 参加者およびドライバーは、競技期間中競技会場において薬物などによって精神状態を繕ったり、飲酒してはならない。

第8章 本統一規則の解釈および施行

第26条 本統一規則書の解釈

競技会中に本統一規則および競技に関する諸規則の解釈に疑義が生じた場合は、競技会審査委員会の決定をもって最終とする。

第27条 罰則

- 1) 規則違反、または競技役員の指示に対する不遵守は、国内競技規則に記載されている条項に従って罰則が適用される。
- 2) 本統一規則に関する罰則および本統一規則に定められていない罰則の宣告については、競技会審査委員会が決定する。

第28条 本統一規則の施行ならびに記載されていない事項

- 1) 本統一規則は、本競技会に適用されるもので各競技会参加受付と同時に有効となる。
- 2) 本統一規則に記載されていない事項についてはJAF国内競技規則とその付則、FIA国際モータースポーツ競技規則とその付則に準拠する。
- 3) 本統一規則発行後、JAFにおいて決定された事項は、すべての規則に優先する。

以上